

あづま山麓蔵元ツーリズムPR動画制作等業務委託仕様書

1 業務名

あづま山麓蔵元ツーリズムPR動画制作等業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月18日（月）

3 業務の目的

本業務は、あづま山麓エリアに市内の5つの醸造所（※1）が集まることを契機とし、“蔵元（くらもと）”と、地域の歴史や文化と親和性の高い“酒蔵（さかぐら）”をフックに、「あづま山麓エリア（※2）」と5つの酒蔵のストーリーを共に魅せることで、福島市の認知度向上や周遊促進、さらに県外及びインバウンドへの誘客促進、観光消費拡大を目指す。

（※1）

	酒蔵名	住所	取扱酒類
1	金水晶酒造店	福島市荒井	日本酒
2	みちのく福島路ビール	福島市荒井	ビール
3	おららの酒Bar・醇醸蔵	福島市土湯温泉町	どぶろく、シードル
4	吾妻山麓醸造所	福島市桜本	ワイン
5	Yellow Beer Works	福島市大笹生	ビール

（※2）

「あづま山麓エリア」

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankou-kikaku/azumasanroku.html>

4 PRすべきターゲット

福島県外在住者、インバウンド、ふくしま三名湯来訪者、あづま山麓エリア来訪者等

5 本事業における定義

「蔵元（くらもと）」とは、酒造りの方針や伝統を守りながら酒蔵のブランド品質を維持し、酒類を製造・販売する“人”を指す。

「酒蔵（さかぐら）」とは、伝統的な醸造技術を用いてさまざまな酒類を醸造する“施設”を指す。

6 委託業務の内容

5つの醸造所の魅力が伝わるアイキャッチとなるハイセンスな動画を制作する。

- (1) 動画には、5つの醸造所を映し出すこと。
- (2) 「あづま山麓」の地域の魅力と、それぞれの酒蔵の特徴を表現すること。
- (3) 蔵元の想いが伝わる映像とすること。
- (4) 動画はショート、ロングバージョンをそれぞれ作成すること。(各1本以上)
ショート版は15秒～30秒程度とし、SNSでの活用を想定。ロング版は1分～2分程度とし、Youtube、駅前ビジョン、テレビ放送での活用を想定。ただし、詳細は協議後に決定する。
- (5) インバウンドに対応し、必要に応じて英語字幕または英語ナレーションを用いること。
- (6) “行ってみたい” “みてみたい” “味わってみたい” といった感情を喚起し、共感を呼び起こし、行動に対する動機づけにつながるようなエモーショナルな映像とすること。

7 納品

- (1) 成果物
 - ① 制作した動画のDVD等のメディア (Youtube 等でも配信可能な形式とし、原盤はコピーガード処理を行わず、コピー可能なものとする。)
 - ② 動画内容の概要版資料 (各シーンの静止画等を使用したものとする。)
 - ③ 事業報告書
 - ④ その他本業務で作成した資料のうち、本市が指示する資料
- (2) 納品場所及び期限
 - ① 納品場所
福島市の指定する場所
 - ② 納品期限
令和6年3月18日(月)

8 著作権

- (1) 本業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権 (著作権法第27条及び第28条の権利を含む) は、発注者に属する。
- (2) 受注者は本成果物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 制作にあたり第三者の著作物を使用する場合は、受注者の負担で著作権処理を行うこと。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

9 その他の留意事項

- (1) 実施体制・業務主任等
 - ① 受注者は、本業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること (必要に

応じて随時打合せを行う)。

- ② 受注者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、発注者との協議や打ち合わせ等に出席させること。

(2) 契約の変更等

- ① この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上決定する。
- ② 委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、協議の上、同等の内容に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。
- ③ 感染症の流行状況等により、業務の実施が困難または事業効果が見込めなくなった場合には、発注者と受注者が協議の上、仕様の変更及び委託料の減額等を行うものとする。

(3) 成果品

成果品は、発注者が主催・共催・後援等を行う行事やイベント、プロモーション、旅行会社等への販促、市等のホームページへの公開等に加工及び二次利用できるものとする。制作にあたり、肖像権や意匠権、著作権その他権利等について、上記での資料が可能となるよう、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。

(4) その他

- ① 受注者は、本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、発注者に適宜連絡すること。また、本業務を円滑に遂行するため、発注者は受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ② 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様である。
- ③ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、発注者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

10 担当課

福島市商工観光部観光交流推進室

電話：024-515-6012

FAX：024-535-1401

E-mail：kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp